

## 建設業法施行規則等の改正の概要

### 1. はじめに

先月から、工事契約に関する会計基準の解説を始めたところですが、平成22年2月3日付けで、国土交通省から、建設業法施行規則等の改正が公表されました。この改正は、平成22年4月1日以降提出の財務諸表から適用となります。そこで、今月は予定を変更し、今般の建設業法施行規則等の改正の概要を解説します。改正の内容は、①「リース取引に関する会計基準」の施行に伴うもの、②「会社計算規則」の改正に伴うもの、③「工事契約に関する会計基準」の施行に伴うもの、④その他、があります。本稿では、この①～④に添って、解説してまいります。

なお、今般の改正内容の詳細については国土交通省のHP上の、  
[http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/const/sosei\\_const.tk1\\_000020.html](http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/const/sosei_const.tk1_000020.html) 以下をご参照いただければと思います。

### 2. 「リース取引に関する会計基準」の施行に伴う改正

本会計基準の施行に伴い、リース取引の会計処理について、従来は原則として賃貸借に準ずる会計処理を行っていたものを、原則として売買と同様の会計処理を行うことに変更されました。この変更に伴い、リースにより取得した資産の取得価額相当額を有形固定資産または無形固定資産に「リース資産」として計上するか、あるいは、従来の有形固定資産または無形固定資産の各科目に分類して計上することとなりました。一方で、リースに係る債務額は、「リース債務」として、支払期限により、流動負債または固定負債に計上することとなります。この改正により、建設業法施行規則の貸借対照表の様式および、記載要領が変更になっています。

また、この改正に伴い、「建設業法施行規則別記様式第十五号及び第十六号の国土交通大臣の定める勘定科目の分類を定める件」(以下、「勘定科目分類」と記載します。)において、「リース資産」、「リース債務」の定義が追加されています。

### 3. 「会社計算規則」の改正に伴う改正

「会社計算規則」において、金融商品、賃貸不動産について、時価評価に関する注記を行うことになったことに伴い、建設業法施行規則においても、同様の注記事項が追加されました。ただし、これらの注記は、

一般の中小建設業が属する、株式の譲渡制限会社等においては不要です。

### 4. 「工事契約に関する会計基準」の施行に伴う改正

本会計基準の施行に伴う、貸借対照表、損益計算書の様式自体には変更ありませんが、注記の「重要な会計方針」の収益及び費用の計上基準において、完成工事高及び完成工事原価の認識基準として、工事進行基準あるいは工事完成基準を採用している旨を記載する必要があります。また、同一の工事契約に関する未成工事支出金と工事損失引当金を相殺せずに両建てで表示したときは、その旨及び当該未成工事支出金のうち工事損失引当金に対応する金額を、未成工事支出金と工事損失引当金を相殺して表示したときは、その旨及び相殺表示した未成工事支出金の金額を記載することとされています。これは、本会計基準において、未成工事支出金と工事損失引当金については、お互いを両建て表示する方法と相殺表示する方法の2つの方法が認められていることによるものです。

なお、前述のとおり、貸借対照表、損益計算書の表示自体に変更はないのですが、工事進行基準と工事完成基準のいずれを採用するかにより、完成工事高、完成工事原価の金額が異なることはもちろん、未成工事支出金や、完成工事未収入金、未成工事受入金の金額も異なってきますので、注意が必要です。

また、「勘定科目分類」において、完成工事高、完成工事未収入金、未成工事支出金、未成工事受入金の定義が工事進行基準を採用した場合も含めたものに変更になっています。さらに、従来はなかった、工事損失引当金の定義が追加されています。

### 5. その他の改正事項

その他の改正事項として、一般の会計慣行に合わせて用語を形式的に整理しています。具体的には、損益計算書の「受取利息配当金」を「受取利息及び配当金」に変更したり、「破産債権、更生債権等」を「破産更生債権等」に変更したこと等があります。

建設業法施行規則の改正の概要は以上です。来月は元に戻って、「工事契約に関する会計基準」の解説のつづきを掲載する予定です。

(取締役 公認会計士・税理士 矢島和彦)